ほうき

国保だより

Vo.O7 平成 30 年 7 月号

発行 伯耆町役場 健康対策課 健康増進室

◇国民健康保険 被保険者証の交付について(年度更新)

現在交付している国民健康保険被保険者証は、基本7月31日が有効期限です。

8月1日からの被保険者証については、7月中旬に郵便局の簡易書留で郵送する予定です。

※届いたら、保険証を確認してください

制度改正に伴い「鳥取県」が標記されます

有効期限 平成31年 7月31日 国民健康保険 記号 伯0000 番号 000000 被保険者証 氏名 伯耆 太郎 性別 女 生年月日 平成17年 1月 1日 適用開始年月日 平成30年 8月 1日 交付年月日 平成17年1月1日 家族分を送付しま 所 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 すので、複数入っ ている場合はご確 世帯主名 伯耆 花子 交付者名 伯耆町町町 認ください 保険者番号 310896

有効期限について、基本は平成 31 年 7 月 31 日なります。ただし、次に該当する方は期限が短くなってます。

- ・退職区分の方で平成31年7月31日までに65歳になられる方
- ・平成 31 年 7 月 31 日までに 70 歳になられる方
- ・平成31年7月31日までに75歳になられる方

有効期限以降の被保険者証については、有効期限の前月に郵送する予定です。

※保険証が届かない場合、次のような事例がありますので、ご確認ください。

事例	対応方法		
別宅(介護施設等)で生活し	郵便局で「転居・転送サービス」をするなど、郵便が受け取れるよ		
ている	うに確認しておいてください。		
他の健康保険へ加入してい	退職等により、社会保険等を脱退された方。もしくは、新たに就		
る。または、他の健康保険を	職して社会保険等に加入した際は、国民健康保険への加入・脱退		
る。よたは、他の健康保険を一般退した。	の手続きが必要です。		
別ルとして。	役場への手続きをお願いします。		

被保険証が届かない場合、次の項目をご確認ください。

- 1)世帯主の名前で郵送し、ご家族の保険証も同封しています。
- 2) 郵便局の簡易書留で郵送を予定しています。受け取りはサイン等を求められますので、ご家族のどなたかが受け取りをされているケースがあります。ご家族にもご確認ください。

保険証が届いていない

- 3) 不在の場合は、不在票がポスト等に入っています。不在票に 記載されている連絡先に電話していただき、受け取りをお願いし ます。
- 4) 不在票を投函されてから数日経過すると、役場へ返送されま
- す。受け取りができなかった場合は、一度役場へご連絡ください。

◇高額療養費の制度変更

平成30年8月から高額療養費の自己負担限度額(月額)が変更されます。

今後、入院や医療費が高額になるような場合は、限度額認定証を発行しますので、新しい保険証・ 印鑑を持って役場までお越しください。

(変更前: 平成30年7月まで)

所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	57,600円	80,100 円+(医療費—267,000 円)×1%
一般	14,000円(年間144,000円)	57,600円
低所得者 Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者 I	8,000円	15,000円

(変更後: 平成30年8月以降)



所得区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ご	ごと)
現	課税所得 690 万円以上	252,600 円+(医療費-842,000 円)×1% ※1		
役並	課税所得 380 万円以上	167,400 円+(医療費-558,000 円)×1% ※1		
声	課税所得 145 万円以上	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1% ※1		
一般(課税所得 145 万円未満等)		18,000円		57,600円
低所得者 II		8,000円		24,600円
低所得者 I		8,000円	15,000円	

※1 過去 12 か月間に限度額を超えた高額療養費の支給が 4 回以上あった場合(多数回該当)は、4回目以降は計算が変わります。